

# 文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 設置要綱

平成26年5月16日

文化庁長官決定

## 1 設置

我が国の文化関係資料のアーカイブに関する現状、課題等を踏まえ、中長期的な視点も含めた文化関係資料のアーカイブの取組の総合的な推進方策を検討するため、「文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

## 2 構成

- ① 有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。
- ② 座長は、委員の互選により選出する。
- ③ 有識者会議に座長代理を置くことができる。座長代理は委員のうちから座長が指名する。座長代理は、座長に事故があるとき等、必要に応じ、その職務を代理する。
- ④ 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

## 3 検討事項

### （１）各分野の文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

（例）

- ① 各分野ごとの文化関係資料のアーカイブについて、今後優先的に整備を推進していく必要のある分野
- ② 文化関係資料を有する機関等に対する技術的支援など、各分野のアーカイブの自発的な整備を促していくための方策
- ③ その他、各分野の文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

### （２）文化関係資料のアーカイブの分野横断的な利活用を推進していくための方策

（例）

- ① 文化関係資料のアーカイブの分野横断的な検索等、文化関係資料の幅広い利活用を可能にするための方策
- ② その他、文化関係資料のアーカイブの分野横断的な利活用を推進していくための方策

### （３）その他、文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

## 4 庶務

有識者会議の庶務は、長官官房政策課等関係課の協力を得て、文化部芸術文化課において処理する。

(別紙)

## 文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 委員

|    |    |                                        |
|----|----|----------------------------------------|
| 柏木 | 博  | 武蔵野美術大学教授                              |
| 川口 | 雅子 | 国立西洋美術館情報資料室長                          |
| 杉本 | 重雄 | 筑波大学図書館情報メディア系・教授                      |
| 高野 | 明彦 | 国立情報学研究所教授                             |
| 田中 | 淳  | 東京文化財研究所企画情報部長                         |
| 竺  | 覚暁 | 金沢工業大学ライブラリーセンター館長<br>建築アーカイヴス研究所所長・教授 |
| 中山 | 正樹 | 国立国会図書館総務部司書監                          |
| 原  | 研哉 | (株)日本デザインセンター代表取締役<br>原デザイン研究所所長       |
| 深澤 | 直人 | プロダクトデザイナー                             |
| 吉村 | 和真 | 京都精華大学マンガ学部・教授・学部長<br>国際マンガ研究センター長     |